



重大災害速報

令和8年9月15日

令和8年-1

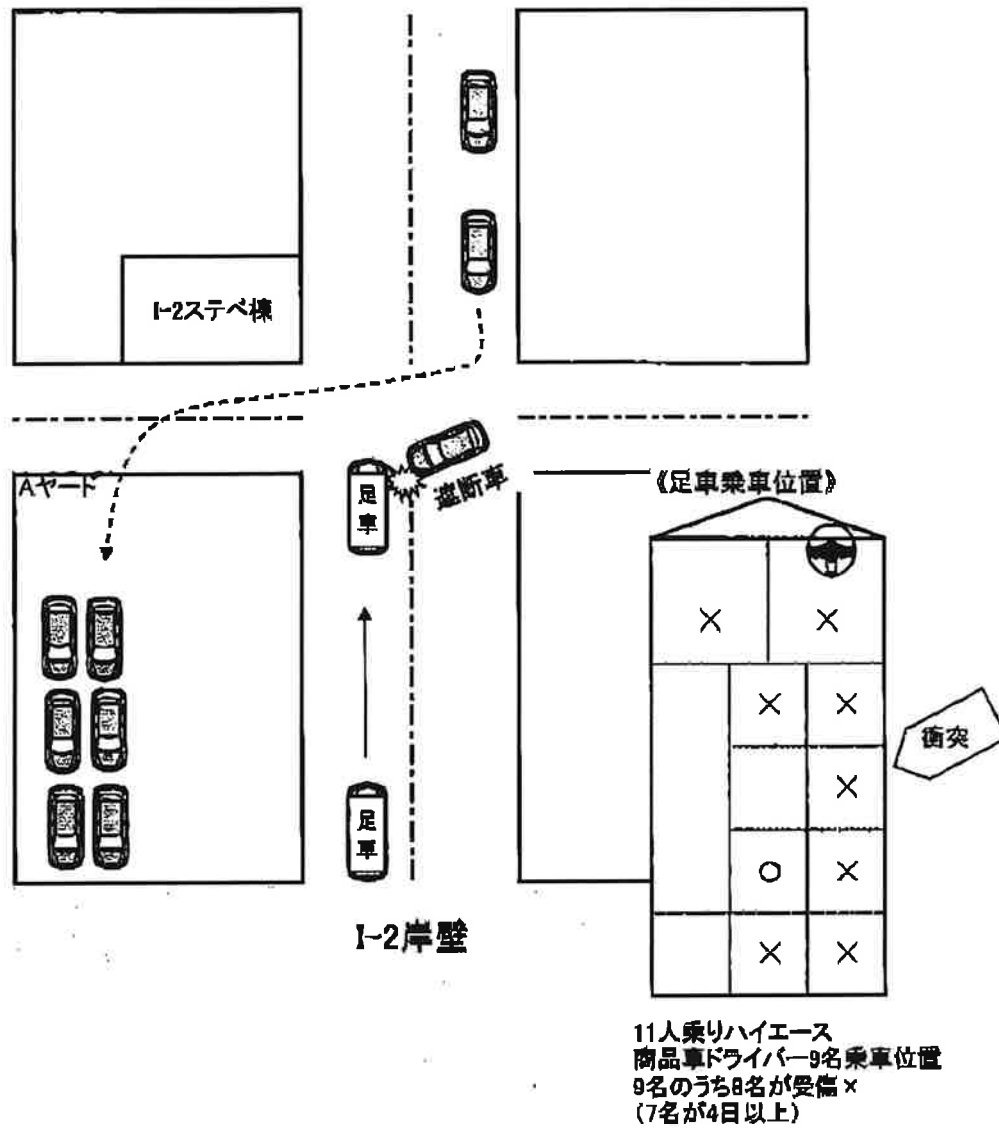
港湾貨物運送事業労働災害防止協会

港 名	名古屋港	業 種	港湾荷役業
-----	------	-----	-------

事業場の名称	-			労働者数	215名
事業場の所在地	名古屋市港区				
雇用形態	常用				
被災労働者氏名	性別	年齢	職 種	被災の程度	
作業員①	男	51	作業員	臀部打撲傷 36日休業見込み	
作業員②	男	50	作業員	臀部打撲傷 15日休業見込み	
作業員③	男	38	作業員	右肩関節打撲傷 21日休業見込み	
作業員④	男	46	作業員	頸部打撲傷 22日休業見込み	
作業員⑤	男	28	作業員	骨盤部打撲傷 15日休業見込み	
作業員⑥	男	34	作業員	背部打撲傷 15日休業見込み	
作業員⑦	男	19	作業員	骨盤部打撲傷 15日休業見込み	

発生年月日時刻		令和8年7月30日(木) 10時00分頃	
発生場所		愛知県東海市	
発生状況	1	「足車」(11人乗り乗用車)に乗車し、作業員8名がヤード内道路を移動していた。	
	2	一方、「商品車」が「足車」の対向車線上を車列を組んで走行していた。	
	3	「足車」にやや遅れて「商品車」車列の先頭車両(以下「先頭車」という。)が交差点に進入しようとした際に、同交差点で「商品車」車列を優先的に通行させるために交差点を遮断していた「遮断車」に向かって「先頭車」は通過する旨の合図であるクラクションを鳴らした。	
	4	「遮断車」はこの合図を誤って解釈し、自車を発進させた。	
	5	一方、「足車」は対向車線の「先頭車」が交差点を優先的に右折することを認識していたが、直進可能と判断し停止しなかった。	
	6	このため、直進し続けた「足車」の側面に発進した「遮断車」が衝突し、「足車」運転者及び同乗者の計9名のうち8名(うち7名が休業4日以上)が負傷した。	
原因	1	「足車」は、自車に通行の優先権がないことを認識しつつも、通過可能(間に合う)と判断し、「遮断車」の前方を通行したこと。	
	2	「遮断車」は、「先頭車」から発せられたクラクションを自車への発進合図と誤認し、発進したこと。	
参考			

【略図】



重大災害速報

令和8年9月15日

令和8年－2

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

港 名	名古屋港			業 種	港湾荷役業
-----	------	--	--	-----	-------

事業場の名称	A社			労働者数	A社 231名
	B社				B社 115名
	C社				C社 187名
事業場の所在地	名古屋市港区				
雇用形態	常用				
被災労働者氏名	性別	年齢	職 種	被災の程度	
作業員①	男	64	作業員	左第8、9、10肋骨骨折 1か月休業見込み (A社)	
作業員②	男	24	作業員	腰部打撲 15日休業見込み (B社)	
作業員③	男	41	作業員	腰部打撲 17日休業見込み (B社)	
作業員④	男	36	作業員	左膝打撲 11日休業見込み (B社)	
作業員⑤	男	58	作業員	右手部打撲 20日休業見込み (B社)	
作業員⑥	男	48	作業員	左肩・膝・下腿打撲、2週間休業見込み (C社)	

発生年月日時刻	令和8年8月3日（月） 15時20分頃	
発 生 場 所	愛知県東海市	
発 生 状 況	1 「足バス」（略図「車両①」。マイクロバス）に乗車した作業者10名がヤード内道路を移動していた。	
	2 「足バス」が走行する道路に「商品車②」（略図「車両②」。非会員）が直進して通過しようと交差通路にて停止していた。	
	3 「足バス」の対向車線の幅員が狭い箇所を「商品車③」（略図「車両③」）が通過し終える際に、一旦停車しクラクションを鳴らした。	
	4 上記3のクラクションを聞いた「商品車②」は、道を譲ってくれたものと認識し、右側の安全確認を十分に行わないまま、自車を発進させた。	
	5 このため、進行してきた「足バス」の左前方に「商品車②」が衝突し、「足バス」運転者及び同乗者の計11名のうち6名が負傷（休業4日以上）した。	
原因	「商品車②」運転者が右側の確認を怠り優先通路に進入したこと。	
参考		

【略図】

